

環境配慮契約法ってなあに？

グリコンニュース 5月号記事「文房具などのグリーン購入からエネルギーのグリーン購入へ」で電力のグリーン購入を自治体に要求しようと呼びかけた後に、同じような趣旨の法律が成立しました。題して「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」、略して環境配慮契約法と呼ばれています。自公民3党の共同議員提案で、5月17日に可決成立しています。

この法律では、国や自治体等が排出する温室効果ガス等の削減を図るため、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を推進する国等の責務を定めるとともに、国に基本方針の策定を義務付けています。基本方針では、重点的に配慮すべき契約として、電力の供給を受ける契約と使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入契約をあげて温室効果ガス等の排出削減に関する基本的事項を定めることとしています。

法の成立を報じた毎日新聞は「国などの電力購入で、単位発電量当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量が一定以下であることを事業者の入札資格とし、その中で価格の安い事業者が落札する「すそ切り方式」を採用。公用車の買い替え時も、燃費について配慮を求める。」としています。



いいこと尽くめのように聞こえますが、チョット待った！ 地球温暖化対策推進法という別の法律に基づき、環境省と経済産業省は電力会社ごとの単位発電量当たりの二酸化炭素(CO₂)排出量（以下「原単位」という）を公表しています。それによれば、石炭火力発電の比率が高い中国電力や沖縄電力が 0.555kg/kW を超えているのに対し、原発の比率が高い関西電力は最も低くなり 0.358 kg/kW になっています。原単位は、原発でたくさん発電すればするほど小さくなりますが、それが本当に環境配慮したことになるのでしょうか。

原発は確かに発電時の CO₂ 排出量は少ないかもしれませんが、永久に管理しなければならない核廃棄物の問題などを考えれば本当にシステム全体で原単位が小さいのか疑問があります。発電時に無駄に捨てている温排水も天然ガス発電などに比べるとはるかに非効率ですし、定格運転を続けるために深夜電力割引制度で需要拡大が図られているなど、疑問点を上げればキリがありません。

原単位だけに注目しては原発推進購入であり、真のグリーン購入にはなりません。風力や太陽光などによって発電された電気にはグリーン電力証書という証明書が発行され、別途売買することもできるようになっています。電気のグリーン購入に先行的に取り組んでいる東京都はこのようなグリーン電力を5%以上という契約条件にしています。

電気のグリーン購入は法律ができて、これから本格的に取り組まれますが、何が本物が見極める力も必要です。